

コミュニティセンター設置及び管理条例等の一部改正について（予定）

各地区地域活動センター、羽黒コミュニティセンターについて、市全域でのコミュニティセンター等の使用料の見直し、使用区分の変更、開館時間、休館日の統一などの改正を行う。

維持管理経費の増大を踏まえた使用料の見直しに加え、施設間で相違のある施設利用に関する規定を総合的に見直すもの。

施行期日 令和 8 年 10 月 1 日

1 コミュニティセンター設置及び管理条例関連（地域活動センター関連）

- (1) 開館時間を午前 9 時から午後 9 時 30 分までに改める
- (2) 各センターの目的外の使用に係る使用料（基本使用料）を下表のとおり改める
- (3) センターの休館日に毎月の第 3 日曜日を加える

①手向地区地域活動センター（手向地区ふるさとセンター）

（単位：円）

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日	1 時間当たり	
講堂	2,800	4,400	7,300	14,100	1,170	12%
会議室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
小会議室	800	900	1,500	2,500	250	
受講室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
調理実習室	900	1,000	1,700	2,800	280	

②泉地区地域活動センター（羽黒農村環境改善センター）

（単位：円）

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日	1 時間当たり	
1 階和室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	12%
2 階和（大）	1,700	1,900	3,300	5,800	540	
2 階和（小）	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
調理室	900	1,000	1,700	2,800	280	
農事研修室	1,700	1,900	3,300	5,800	540	
中会議室 1	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
中会議室 2	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
2 階中会議室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
営農相談室	800	900	1,500	2,500	250	
体育室	（1 時間につき）500				560	

③ 広瀬地区地域活動センター（羽黒勤労者研修センター）

（単位：円）

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日	1時間当たり	
講堂	2,800	4,400	7,300	14,100	1,170	12%
第1研修室	800	900	1,500	2,500	250	
第2研修室	800	900	1,500	2,500	250	
第3研修室	800	900	1,500	2,500	250	
図書室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
和室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
調理室	900	1,000	1,700	2,800	280	

④ 羽黒第四地区地域活動センター

（単位：円）

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日	1時間当たり	
第1会議室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	12%
第2会議室	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
研修室	1,700	1,900	3,300	5,800	480	
調理実習室	900	1,000	1,700	2,800	280	
こだま食堂	800	900	1,500	2,500	250	
多目的ホール	2,800	4,400	7,300	14,100	1,170	

2 農村環境改善センター設置及び管理条例（羽黒農村環境改善センター関連）関連

(1) 宿泊料を次のとおり改める

区分	現行	改正案	改定率
高校生以下	260円	270円	6%
その他	520円	550円	

(2) グラウンド照明設備使用料を次のとおり改める

区分	現行	改正案	改定率
基本使用料 （1時間まで）	3,200円	4,160円	30%
追加使用料 （超過30分ごと）	1,600円	2,080円	

3 羽黒コミュニティセンター設置及び管理条例関連

- (1) センターの開館時間を次のとおり改める
 (現行) 午前8時30分から午後10時まで
 (改正案) 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 使用料(基本使用料)を次のとおり改める

(単位：円)

区分	現行				改正案	改定率
	午前	午後	夜間	全日	1時間当たり	
集会室	3,300	4,800	8,000	15,100	1,290	12%
和室1	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
和室2	800	900	1,500	2,800	250	
研修室兼練習場1	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
研修室兼練習場2	1,500	1,700	2,900	5,100	480	
搬入スペース	800	900	1,500	2,800	250	
談話室	800	900	1,500	2,800	250	
会議室	(新設)				480	

市営バスの使用料の改定について（予定）

1. 改正の概要及び理由

- ・市では、公共施設の維持管理経費の増大から、全庁的に公共施設等の使用料の見直しを進める。これに伴い、市営バスの使用料を改正する。
- ・市営バスは、人件費、燃料費の上昇から、運行委託料、燃料費は毎年増加しており、令和2年度から令和6年度にかけて3割以上上昇している。市民負担の大幅な上昇を抑えるため、使用料を30%増の改定とする。

2. 改正内容

乗車距離に応じた使用料

乗車地点から降車地点までの距離	改正前	改正後	改定率
5キロメートル未満	100円	130円	30%
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円	260円	
10キロメートル以上15キロメートル未満	300円	390円	
15キロメートル以上20キロメートル未満	400円	520円	
20キロメートル以上	500円	650円	

回数乗車券

	区分		金額	改定率
改正前	100円券	22枚綴	2,000円	30%
改正後	130円券	22枚綴	2,600円	

3. 施行期日

令和8年10月1日

鶴岡市いでは文化記念館設置及び管理条例の一部改正について（予定）

1 記念館の入館料を次のとおり改めるもの

区分		現行	改正案	改定率
大人	個人	400 円	450 円	5%
	団体	350 円	400 円	
高校・大学生	個人	300 円	350 円	
	団体	250 円	300 円	
小・中学生	個人	200 円	250 円	
	団体	150 円	200 円	

2 ホール等の有料施設の使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

区分	現行			改正案	改定率
	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	1 時間当たり	
レクチャーホール	3,300 円	3,300 円	4,400 円	880 円	5%
会議室	430 円	430 円	430 円	110 円	
和室 1	430 円	430 円	430 円	110 円	
和室 2	430 円	430 円	430 円	110 円	
レクチャールーム	430 円	430 円	430 円	110 円	
創作室	430 円	430 円	430 円	110 円	
制作室	430 円	430 円	430 円	110 円	
研修室	430 円	430 円	430 円	110 円	
企画展示室	1 週間当たり 9,800 円				

3 施行期日 令和 8 年 10 月 1 日

【 改正理由 】

- ・いでは文化記念館の維持管理経費の増に伴い、入館料と使用料を改定するもの
- ・企画展示室については貸出を行っていないことから、条文、料金表より削除するもの

鶴岡市営羽黒山スキー場設置及び管理条例の一部改正について（予定）

1 ペアリフトの使用料（基本使用料）を次のとおり改めるもの

区分	現行		改正案		改定率
	大人	小人	大人	小人	
1回券	220円	160円	250円	180円	15%
11回券	2,200円	1,600円	2,500円	1,800円	
半日券	2,000円	1,200円	2,300円	1,400円	
1日券	3,000円	2,000円	3,500円	2,300円	
シーズン券	21,400円	10,200円	25,000円	12,000円	

2 施行期日 令和8年11月1日

【 改正理由 】

- ・エネルギー価格や原材料費の高騰、人材不足への対応及び賃金の底上げを図るため、ペアリフトの使用料を改定するもの
- ・賃金改善によりリフト従業員確保を図り、休日をとれる体制づくりを行い、リフトの安全運行に努める必要があるため

鶴岡市創造の森設置及び管理条例の一部改正について（予定）

1 創造の森の使用料を次のとおり改めるもの

(1) 諸室使用料（うち基本使用料）

区分	現行			改正案	改定率
	午前	午後	夜間		
和室（1室につき）	510円	610円	1,020円	170円	9%
全和室	1,020円	1,220円	2,040円	350円	
レクチャールーム	1,020円	1,220円	2,040円	350円	
調理実習室	820円	920円	1,630円	280円	
全館	2,750円	3,260円	5,600円	970円	

(2) 宿泊研修宿泊料（1人1泊につき）

区分	現行	改正案	改定率
高校生以下の者	270円	290円	9%
上記以外の者	540円	580円	

2 施行期日 令和8年10月1日

【 改正理由 】

- ・創造の森の維持管理経費の増に伴い、諸室使用料と宿泊研修宿泊料を改定するもの